

青色申告をおすすめします!!

その1 青色申告はどんなもの？

ご商売や不動産貸付などをおこなう人は

帳簿に取引を記録して

決算書を作成して確定申告書と一緒に提出

青色申告の3つの大きな特典

青色申告特別控除

青色事業専従者給与

純損失の繰り越し

商売の儲けから最高65万円
(あるいは最高10万円)を差
し引くことができます

事業主さんと一緒に働く配偶者
や家族にお給料を払うことが
できます

商売で損をしたら次の年から3
年間の儲けから差し引くことが
できます

その2 青色申告するには？

まず、税務署に青色申告承認申請書を提出
次に、帳簿のつけ方と決算書の作り方の確認

とってもお得な青色申告
節税効果はどれくらい？



青色申告の特典を活用すると、白色申告で申告・納税する場合より**所得税を大きく節税**することができます。さらに、**個人住民税（市県民税）**や**社会保険料の負担額も大きく軽減**されます。

【青色申告の節税効果の例】

白色申告の場合と青色申告特別控除 65 万円適用の場合を比べると、所得税は 3 万 6,700 円が 3,500 円へ 3 万 3,200 円の節税です。個人住民税や社会保険料を含めると、その差は 21 万 3,000 円の負担軽減です。

